

所沢ニュータウン自治会会則

第1章 総 則

第1条 この会は所沢ニュータウン自治会(以下本会と言う)と称する。

第2条 本会の事務所は、自治会集会所(所沢市中新井3丁目20番地35号)におく。

第2章 目 的

第3条 本会は「明るく住みよい街づくり」ならびに「会員相互の親睦」をはかることを目的とし、この目的達成に必要な事業を行う。

第3章 会 員

第4条 本会は所沢ニュータウン [所沢市中新井3・4・5丁目 (除マンションハイツ)]に居住する世帯、またはこれに準ずるものを会員とし、これを次の3種類に分類する。なお、それぞれの権利義務は別に定めるものを除き平等とする。

- 1 A会員 戸建て一般住宅世帯
- 2 B会員 共同住宅または事業所の入居世帯
- 3 C会員 事業所・共同住宅等を所有する者で、これを会員とすることを委員会が承認したもの

第5条 会員は委員会を傍聴し、議長の承認を得て発言することができる。

第6条 会員は別に定める会費、分担金を納入しなければならない。
ただし、委員会の承認により、この義務を減免されることができる。

第4章 組 織

第7条 本会は地区および会員数により班を編制する。

第8条 本会に会務の執行機関として部長会をおき、会長・副会長・部長をもって構成する。部長会は会長が必要と認めるとき開催する。

第9条 部長会に次の専門部をおくことができる。

- 1 総務部
- 2 会計部
- 3 生活環境部
- 4 広報部
- 5 文化体育部
- 6 防犯防災部
- 7 その他

第10条 部長会のもとに事務局をおくことができる。事務局職員の任免は会長が行う。

第11条 本会に諮問機関を置くことができる。諮問機関は委員会から付託された事項について審査答申する。

第12条 諮問機関の名称、運営方法は設置の都度定める。

第13条 災害発生時、必要に応じて自主防災組織を設置し、自主防災活動を行う。組織編成、活動内容については別に定める。

第5章 役員

第14条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-----------------|-------|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 若干名 |
| 3 会計監査 | 2名 |
| 4 部長 | 若干名 |
| 5 委員(班長・副班長各1名) | 各班2名 |
| 6 街区当番 | 各班若干名 |

第15条 会長と会計監査は、委員会が会員の中から選出する。
長と会計監査は他の役員を兼務してはならない。

第16条 副会長は会長が会員の中から選任し、部長は委員会が会員の中から

選出する。副会長・部長は委員(班長・副班長)を兼務してはならない。

第17条 委員(班長・副班長)は各班所属会員が話し合い・互選等の方法により選出する。

第18条 街区当番は原則として街区ごとに1名をおくものとし、これを班長が統括する。選任方法・任期については、その班の申し合わせによる。

第19条 本会役員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、街区当番については第18条の規定による。なお、いずれの役員も再任を妨げない。

第20条 本会役員の職務は概ね次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、運営に関する一切の責に任ずる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- 3 会計監査は会計業務の監査にあたる。
- 4 部長は部員を統括して会務を分担して執行する。
- 5 委員は所属の班を代表して班の運営の責に任ずるほか、委員会の構成員となり審議にあたる。また、いずれかの専門部に所属して会務を執行する。班長・副班長の当該班内における任務の分担は、その班の申し合わせによる。
- 6 街区当番は当該街区の世話役となる。

第6章 会 議

第21条 本会に次の会議をおく。

- 1 総会
- 2 委員会
- 3 班会議

第22条 総会は本会最高の議決機関で会長が招集する。

定例総会は毎年原則として4月に開催し、臨時総会は会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要請があったとき開催する。

第23条 総会開催にあたっては、原則として開催日の5日前迄に、日時・場所・議題を会員に告示しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第24条 総会は会員の2分に1以上の出席をもって成立する。
ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

第25条 総会の議長は出席者の中から選出する。

第26条 次の事項は総会の承認を要する。

- 1 事業報告および決算報告書
- 2 事業計画および予算
- 3 会長・副会長および会計監査の不信任
- 4 会則の変更
- 5 その他重要事項

第27条 委員会は総会に次ぐ議決機関で、委員をもって構成し、これへの議決提出は委員および部長会が行い、会長・副会長・部長は委員会に出席して議事に必要な説明を行わなければならない。

第28条 委員会は原則として毎月1回開催する。
ただし、必要により会長が臨時に招集することができる。

第29条 委員会の常任議長は自治会の執行機関である部長会から委員の承認を得て選任する。

任期は原則として4月1日から3月31日迄の1年間とする。

第30条 委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立し、委任状は認めない。

第31条 班会議は当該班所属の会員をもって構成し、班の意志決定および班内問題について協議する。

第32条 班長は必要に応じて班会議を招集することができる。

第33条 すべての会議の議決は、議決権を有する出席者の過半数により決するものとし、参否同数の場合は議長がこれを決する。

第7章 会 計

第34条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条 本会の経費は会費・分担金・行政協力金・寄付金等により賄う。

第36条 A会員の会費月額の変更および分担金の徴収は総会で決定する。

第37条 本会計の事務処理は別に定める会計規程ならびに同細則により行う。

第8章 その他

第38条 この会則に規定されていない事項は委員会において決定する。

昭和49年 5月12日	施行
昭和62年 4月26日	一部改正
昭和62年 4月26日	施行
平成 2年 4月22日	一部改正
平成 2年 4月22日	施行
平成 4年 4月26日	一部改正
平成 4年 4月26日	施行
平成15年 4月20日	一部改正
平成15年 4月20日	施行
平成17年10月23日	一部改正
平成18年 4月 1日	施行
平成18年 4月16日	一部改正
平成18年 4月16日	施行
令和 2年 4月14日	一部改正
令和 2年 4月14日	施行

付 則

第1条 会則則条のA会員は、1戸の住宅に生活する者全体をもって1会員とする。ただし、1戸の住宅の中に世帯主が複数あり、それぞれの世帯主が希望する場合は、これを複数の会員として扱うことができる。

第2条 会則6条の会費の額は1か月あたり次のとおりとする。

1 A会員……………300円

2 B会員ならびにC会員……………入会の都度委員会で決定する。

以降の変更も同じ。

会費は入会の翌月分から脱会月分迄徴収するものとし、原則として6か月分をまとめて徴収する。

第3条 本会役員は無報酬とする。 ただし、会務執行上の必要経費で、支出明細が把握困難な出費については、後に定める「会計規程・細則」に基づき一定期間分を一括支給することができる。

昭和49年 5月12日 施行

昭和62年 3月 8日 一部改正

昭和62年 4月 1日 施行

昭和62年 4月26日 一部改正

昭和62年 4月 1日 施行

平成 2年 4月22日 一部改正

平成 2年 4月22日 施行

平成 4年 4月26日 一部改正

平成 4年 4月26日 施行

平成 6年 4月24日 一部改正

平成 6年 4月24日 施行

令和 2年 4月14日 一部改正

令和 2年 4月14日 施行

会計規定

第1章 総則

第1条 この規程は所沢ニュータウン自治会(以下本会という)に公正な会計処理を行うのに必要な最低基準として定める。

第2条 本会の資金および会計の処理について会則に定められたものの外は、この規程ならびに別に定める会計規則細則による。

第3条 本会の財産管理および収入支出の事務は会計部長が主宰する。

第2章 会計

第4条 本会の日常活動についての収支支出は一般会計によるが、一般会計とは別に、特別会計を設けることができる。

第5条 本会の収入金につき一般会計と特別会計に編入するものの種別および割合は総会の決議による。

第3章 予算

第6条 予算不足が生じた費目のために他の費目の予算を流用する、または予算費を支出するとき、あるいは予算計上がない支出の発生などで予算費を支出するときは委員会の決議を経るものとし、直ちに会計監査に報告しなければならない。ただし、細目活動費内での予算の流用はこの限りではない。

第4章 収入および支出

第7条 会費は毎月末日現在の会員についてその翌月分より徴収する。

第8条 収入支出の種別は原則として次のとおりとする。

(1)収入 会費……………会員より徴収する会費

分担金……………特別な目的をもって会員が分担する資金
 行政協力金…市その他公共団体から自治会に交付される金員
 広告収入……………会報その他の広告掲載収入
 寄付金……………自治会への寄付金
 資源回収事業売上による収入
 雑収入……………預金利子その他上記以外の収入

(2)支出

費用	細目	内 訳	備 考
事業費	維持費	防犯(街路)灯 その他	防犯(街路)灯電気料、 修繕費など
	活動費 通信・交通費等	各専門部ごと	事業計画遂行上の費用 一括払いは細則による
本部費	什器・備品費 事務用品費 通信・交通費等 渉外費 諸会議費 集会所管理費 弔意・見舞金費 諸雑費	什器備品購入・修繕費 文房具・用紙・印刷・コピー代 諸通信交通費等(一括払いは細則による) 対外折衝に要した交通費以外の費用 総会・委員会・その他会議開催経費 家賃・光熱費・その他集会所の維持管理費 細則の定めによる弔電・見舞金支出 上記に該当しない消耗品購入費および雑費	
予備費		予算に計上し難い支出	

第9条 事業計画に基づく支出についての専決限度を下記のとおりとする。
 支出1件につき 部 長 5万円以下(ただし担当業務の支出)
 副会長 10万円以下(//)
 会 長 20万円以下(//)

第10条 前項の専決限度を超える支出は委員会の決議を要する。

第11条 支出承認の方法は支払証拠書類の承諾者が証印または署名(以下証印という)をするものとし、委員会承認は議長証印または議長の証印ある議事録抜粋添付による。支払証拠書類なき場合は支払伝票への証印をもって承認に代えることができる。

第12条 1件5万円以上の寄付金(または寄贈物品)の受け入れには委員会の決議を要する。

第5章 備品および什器の管理

第13条 購入(または寄贈された)した耐久品または設備で1品1万円以上5万円未満のものは備品、5万円以上のものは什器とし、それぞれ台帳に記載して管理する。

第14条 什器台帳に記載された物品の処分は会計監査の許可を要する。

第6章 帳簿

第15条 会計部に次の帳簿を置く。

(総合)現金出納簿	(収支残高を日別に記入)
現金預金有高帳	(手元現金残高、預け金明細残高を記入)
什器・備品代帳	(防犯灯含む什器、備品を記載管理)
(収入)収入種目別明細表	(種目別に収入状況を記入)
(支出)支出種目別明細	(種目別に支出状況を記入、予算との関係を明らかにする。)

第16条 特別会計を設ける場合は一般会計とは別個に前条の帳簿を作成する。

第17条 収支の記帳はすべて収支伝票に基づいて行う。

第18条 会計関係書類の保存期間は次の通りとする

(1)伝票・支払い証拠書類	3年間
(2)帳簿類	5年間

第 7 章 報告及び会計監査

第19条 客年3月末日の決算の外に9月末日をもって中間報告を作成し、会計監

査を受ける。

第20条

会計監査は会計規程および同細則に準拠して厳正な監査を行い、これを総会に報告しなければならない。

第21条

この規程の変更は総会決議による。

平成24年 4月15日 一部改正

平成24年 4月15日 施行

令和 2年 4月14日 一部改正

令和 2年 4月14日 施行

会計規程 「細則」

1. 特別会計の種別

特別会計に「環境保全対策口」と「災害・非常対策口」および「自治会集会所維持保全準備金口」を設ける。

付則…負債勘定として「自治会館建設寄付金返還引当金」を設ける。

2. 特別会計への繰り入れおよび支出

規程4条に定められている特別会計への繰り入れおよび支出の手続きは次による。

(1)繰り入れ

a. 資源回収事業売上金および所沢市からの資源回収事業報償金は、一般会計、防犯灯の維持管理経費に充当する。残金が出た場合は特別会計に繰り入れることができる。

b. 毎年度決算において、上記 a. 繰り入れ後の一般会計の次期繰越金が200万円を超える場合は、原則としてこれを50万円単位で必要とする特別会計に繰り入れ、次期繰越金を200万円以内とする。

ただし、次期の予算策定において200万円を超える繰越金を必要とすることが明らかな事業計画がある場合はこの限りではない。

(2)支出

特別会計はそれぞれの目的に応じて支出することができる。(※1)

目的外に支出するときは、総会の決議を経るものとするが、急を要する場合は委員会決議によって支出することができる。ただし、この場合は直ちに会計監査に報告しなければならない。

(※1、当面の運用として、特別会計から支出するときは、使用目的と内容を定例委員会に報告し、承認を得て行うものとする)

3. 資金の運用は銀行などの安全確実な金融機関の預金に限定して行う。

4. 通信・交通費等の一括払い

本会役員が会務執行上に要する経費で、支出明細が把握し難い費用または領収書の取りにくい出費(例えば通信料、交通費、活動経費等)については、一定期間分を一括支払いすることができる。

上記費用の支出基準は当面次のとおりとする。

役 職	支給金額(月額)
会 長	6000円
副会長	4000円
部 長	3000円
委 員	1500円

5. 弔意・見舞金の支出基準

(1) 弔電

会員・配偶者または同居するそれぞれの二親等内の親族が死亡した場合、弔電または香典料 5000 円のいずれかを自治会から会長名で送るものとする。

(参考) 二親等…夫(会員)の祖父母から兄弟姉妹・孫の配偶者まで。
及び妻の祖父母から兄弟姉妹・孫まで。

(2) 見舞金

会員が火災その他不慮の災害に遭い、甚大被害を受けた場合に支出する。対象の認定および金額はその都度委員会の決議で決定する。

一見舞金の上限は10万円とし、これを災害・非常対策口より支出する。

平成24年 4月15日	一部改正
平成24年 4月15日	施行
平成30年 4月15日	一部改正
平成30年 4月15日	施行
平成31年 4月14日	一部改正
平成31年 4月14日	施行
令和 2年 4月14日	一部改正
令和 2年 4月14日	施行

所沢ニュータウン自治会集会所管理運営内規

(目的)

第1条 この内規は、所沢ニュータウン自治会集会所(以下集会所という)の適正な管理と円滑な運営を図るために必要な事項を定める。

(管理運営)

第2条 集会所の管理運営は自治会会則に定める執行機関である部長会の構成員(以下部長会と称す)がこれに当たるものとする。

(使用目的)

第3条 集会所は自治会の活動、自治会の諸会合、自治会員の相互間の親睦、福祉等地域社会の発展に資することを目的として使用することとする。

(使用資格)

第4条 集会所を使用することができる者は次の通りとする。

- (1) 自治会及び自治会専門委員会
- (2) 自治会の会員及びその家族
- (3) その他自治会長が特に使用を認めた者

(使用の制限)

第5条 次の各号に該当する場合は使用を許可しないものとする。

- (1) 会合または行事の内容が著しく公序良俗に反するもの。
- (2) 建物及び備品類を破損または汚損するおそれがあるもの。
- (3) 政治・宗教活動及び物品の販売等使用目的に反するもの。
- (4) 不快な騒音をだしたり、飲酒を目的とする会合をするもの。
- (5) その他部長会が不適當と認めたもの。

(使用手続)

第6条 集会所を使用する者は次の手続を経ることとする。

- (1) 原則として使用する日の1ヶ月前から使用の前日までに使用受付簿に所定事項を記入して申し込みをする。
但し緊急の場合はこの限りではない。
- (2) 使用者は別に定める「集会所使用マニュアル」に従い使用するものとする。

(使用料)

第7条 集会所の使用は原則として無料とする。

(使用時間)

第8条 使用区分、使用時間は次の通りとする。

但し、自治会の諸会合に限り、場合によっては午後6時以降より午後9時までの時間に限り使用を認めることもある。

- ① 10:00～13:00
- ② 13:00～16:00
- ③ 16:00～18:00

(休館日)

第9条 自治会及び専門部活動で使用する場合は休館日を設けない。

その他の利用の場合、集会所の鍵の管理協力者である「西友ストアニュータウン店」が休業日の場合は休館日とする。

(使用の優先順位)

第10条 自治会が行う諸会議及び行事を優先とし、使用申し込みが同一日時となった場合は申し込み順とする。但し、部長会が緊急に使用を必要と認めた場合はこれを優先することができる。

(使用者の義務)

第11条 使用者は別に定める「集会所使用マニュアル」を遵守し、善良なる管理義務のもとに使用し、これを怠って発生した損害については全面的に補償しなければならない。

(管理業務の管理委託)

第12条 次に掲げる業務を外部に委託する。委託先と委託料は自治会長が決定する。

- (1) 集会所の鍵の保管、管理及び鍵の貸し出し、返却に関する業務
- (2) 集会所及び周辺の清掃

(規則の改正)

第13条 この規則の改正は委員会の決議を必要とする。

(付則)

第14条 この内規は平成14年12月1日から施行する。

平成14年12月 1日 一部改正
平成14年12月 1日 施行

集会所使用マニュアル

1 使用目的

集会所は自治会の活動、諸会合、会員の相互間の親睦、福祉等地域社会の諸事業の発展に活用することを目的に使用します。

2 使用資格

集会所を使用できる人は、原則、自治会の会員及びその家族とします。

3 使用時間

使用時間は午前10時から午後6時までとします。

但し、自治会の諸会合で使用する場合は午後9時までとします。

4 使用の禁止

- (1) 会合または行事の内容が著しく公序良俗に反するもの。
- (2) 建物及び備品類を破損または汚損するおそれがあるもの。
- (3) 政治・宗教活動及び物品の販売等使用目的に反するもの。
- (4) 不快な騒音をだしたり、飲酒を目的とする会合をするもの。
- (5) その他上記に類するような使用をするもの。

5 申し込み方法

- (1) 集会所に備え付けの「使用受付簿」に所定事項を記入して申し込んで下さい。
- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 6 時まで
- (3) 受付期間 使用日 1ヶ月前から使用前日まで
- (4) 使用時間 使用区分は次の通りです
 - ①10:00～13:00
 - ②13:00～16:00
 - ③16:00～18:00
- (5) 鍵の保管管理者である「西友ストアニュータウン店」が休業日のときは集会所も原則閉館します。
- (6) 使用申し込み日時が複数となった場合は、申し込み順とします。

- (7) 自治会が行う諸会議及び行事を優先することがあります。
- (8) 使用を取り消す時は速やかに受付簿を訂正して下さい。

6 利用のしかた

- (1) 集会所の鍵は集会所を使用する責任者が、保管管理者より借用して使用します。保管管理者として西友ストアニュータウン店(以下西友ストア)にご協力いただいています。

鍵は、サービスカウンターで借用します。

西友ストアのサービスカウンターには「集会所使用届」が備えてあります。集会所使用を伝えて、集会所使用届け用紙を受け取り、記入して鍵を受領します。(記入は簡潔な内容です。)

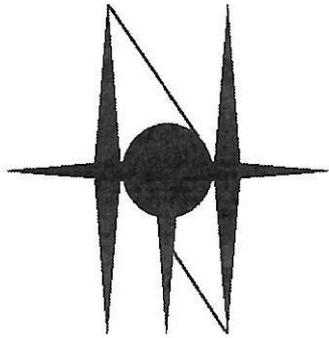
使用後は、速やかに西友ストアに返却して下さい。

(西友ストアへの鍵の返却を忘れると、その後の使用者に大きな迷惑が生じます)

- (2) 集会所内は火気厳禁、禁煙です。原則ガスコンロも使いません。
- (3) 使用後は
 - ①机・椅子など元の状態に戻して下さい。
 - ②室内は清掃し、清潔整頓に心がけて下さい。
 - ③戸締まり、消灯、施錠の確認をして下さい。(トイレの消灯・エアコンのオフを忘れずに)
- (4) 使用後、責任者は必ず「集会所使用報告書」の記入をして下さい。(用紙は冷蔵庫の上のレターケースの中にあります。記入は簡潔です。)
- (5) ゴミ・空き缶・空き瓶等は使用者が持ち帰りましょう
- (6) 建物器物等を破損した場合は自治会役員に必ず報告して下さい。
- (7) 使用時間を守りましょう。

7 その他

- (1) 集会所の鍵は①自治会執行部全員②西友ストアニュータウン店が保管管理しています。非常時は執行部役員にご連絡下さい。
- (2) 集会所には非常災害時に備えて、中新井・浅海原・津久井公園の防災倉庫の鍵が保管されています。



所沢ニュータウン自治会

シンボルマーク
昭和54年 瀬川典子さん 作

所沢ニュータウン自治会会則

付

会 計 規 程

会 計 規 程「細 則」

集会所 管理運営 内規

集会所 使用マニュアル

所沢ニュータウン自治会
令和2年4月改訂版